

平成30年度 東部地区 各種講習会計画 H31年2月分 (広島会場及び志和教習所でも開催されています。)

詳細は当協会ホームページ <http://www.hirokenk.or.jp/> をご覧ください。(社)広島県労働基準協会尾道支部 /電話 0848-22-3432

種類	開催定日	予定会場 (学科)(日付)	予定会場 (実技)(日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
プレス機械作業主任者 (3日=16時間教育)	26~28	福山教習所 (26~28)	なし	14,040	1,512	安衛法施工令第6条7号抜粋に掲げる動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業
特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者 (2日=13時間教育)	7・8	福山教習所 (7・8)	なし	10,800	1,944	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業及び四アルキル鉛等業務に係る作業 (安衛令第6条18,20号別表第3,5)
鉛作業主任者 (2日=11時間)	25・26	福山教習所 (25・26)	なし	10,800	1,728	安衛法施工令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う遠隔室おけるものを除く。)に係わる業務
酸欠・硫化水素危険作業主任者 (3日=17.5時間教育)	13~15	福山教習所 (13~15)	なし	14,040	2,160	安衛法施工令第6条21号抜粋に掲げる酸素欠乏危険箇所における作業場(酸素欠乏・硫化水素危険作業の区分は酸素欠乏症等防止規則第2条第8号を参照)
有機溶剤作業主任者 (2日=13時間)	20・21	福山教習所 (20・21)	なし	10,800	1,944	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは杭の内部その他の厚生労働省令で定める場所において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものに係る作業(安衛令第6条22号、別表第6の2)
床上操作式クレーン運転 A区分(3日=20時間教育) B区分(4日=17時間教育)	5~8	尾道長者原 ｽﾍﾟｰﾝｾﾝﾀｰ(5・6)	福山教習所 (7・8)	A24,840 B22,680	1,645	つり上げ荷重が5t以上の床上操作式クレーン運転の業務(安衛令第20条6号)
	12~18	福山教習所 (12・13)	福山教習所 (14・15・18)			
	27~3/5	福山教習所 (27・28)	福山教習所 (3/1・4・5)			
ガス溶接 (2日=13時間教育)	19・20	福山教習所 (19)	福山教習所(20)	9,720	864	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務(安衛令第20条10号、安衛則第79条、別表第6)
フォークリフト運転 A区分(4日=35時間教育) B区分(4日=31時間教育)	4~14	福山教習所 (4)	福山教習所 (5~7) (12~14)	A32,400 B27,000	1,620	最大荷重が1t以上のフォークリフト運転業務(安衛令第20条11号)
	18~27	福山教習所 (18)	福山教習所 (14~16) (20~22)			
玉掛け A区分(3日=19時間教育) B区分(3日=18時間教育) C区分(3日=15時間教育)	18~26	福山教習所 (18・19)	福山教習所 (20・21・22・25・ 26)	A20,520 B19,440 C18,360	1,645	制限荷重が1t以上の揚荷装置、又はつり上荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務(安衛令第20条16号)

備考：申込は尾道支部/電話 0848-22-3432/FAX 0848-22-3444/メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします。(各支部分含む)

種 類	開催予定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
自由研削用と石 取替え等業務 (1日=6時間教育)	7	福山教習所 (7)	福山教習所 (7)	会員 8,640 一般 11,880	1,296	自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務 (安衛則第36条第1号抜粋、特別教育規定第2条抜粋)
アーク溶接等業務 3日=21時間教育	4~6	福山教習所 (4・5)	福山教習所 (5・6)	会員 18,360 一般 21,600	1,080	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断の業務 (安衛則第36条第3号抜粋)
機械研削用と石取替え業務 (1日=8時間教育)	22	福山教習所 (22)	なし、但し事業者 で3時間以上 実施必要	会員 6,480 一般 9,720	1,296	機械研削用及び自由研削用砥石の取替えまたは取替え 時の試運転の業務 (特別教育規定第1条、第2条抜粋)
フルハーネス型 墜落制止用器具業務 (1日=6時間教育)	2	福山教習所 (2)	福山教習所 (2)	会員 7,560 一般 10,800	972	墜落制止用器具(フルハーネス型)を用いて行う作業に 係る業務 (安衛則第36条第41号要約)
	22	福山教習所 (22)	福山教習所 (22)			
安全衛生推進者養成講習 (2日=10時間教育)	5・6	福山教習所 (5・6)	なし	12,960	1,512	常時10人以上50人未満の労働者を使用する対象事業場 に選任必要 (安衛法第12条の2 安衛則第12条の2)

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします。(各支部分含む)